

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報の公表

特定事業主名： 府中町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.7%
全職員	61.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.3%
本庁課長相当職	99.5%
本庁課長補佐相当職	102.5%
本庁係長相当職	98.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.7%
31～35年	94.6%
26～30年	96.0%
21～25年	88.3%
16～20年	98.1%
11～15年	90.8%
6～10年	89.2%
1～5年	92.6%

【説明欄】

【算出方法】

◇日額・時間額で任用される会計年度任用職員は、任用期間が短いため算出の対象から除いた。

◇割愛派遣の職員については、勤続年数を通算した。

◇月の途中で採用、退職、育休等があった職員は、日数に応じ調整した。

【給与の差異の要因】

◇扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は、扶養手当が86.9%、住居手当は78.0%である。

◇男性の方が時間外勤務が多く、女性の1人当たりの時間外勤務の年度平均時間は、男性に対し62.5%となっている。

◇「任期の定めのない常勤職員以外」の職員のうち会計年度任用職員については、勤務時間が常勤職員より短い上、女性の比率が90.4%と高く、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っており、全職員での差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。